

新潟市めいせいデイサポートセンター事業運営基準

(事業の目的)

第1条 新潟市（以下「事業者」という。）は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者（以下「利用者」という。）に対し、新潟市めいせいデイサポートセンター（以下「センター」という。）において、通所の方法により、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス（以下「サービス」という。）を提供し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図るとともに生きがいを高めること等を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、地域との連携を重視し、医療サービス及び福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努める。

2 前項の他、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第175号）及び関係法令を遵守し、事業を実施する。

(主たる対象障がいの種類)

第3条 事業の主たる対象者とする障がいの種類は知的障がい者（児）とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は以下の通りとする。

(1) 施設長1名

従業者の管理、利用の契約に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、事業所の従業者に対し、必要な指揮命令を行う。

施設長に事故あるときは、最上席の職員が職務を代行する。

(2) 事務員1名

庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活支援員4名

利用者の文化活動、機能訓練等利用者の生活の向上、援助業務に従事する。

(4) 栄養士1名

献立作成、栄養量計算及び給食記録の給食業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日とする。

(2) 給食の提供に係る費用

食事提供体制加算対象者	1食分	230円
上記以外の者	1食分	560円

3 その他, その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費を支払う。

(支払い方法)

第10条 利用者は, 前条に定める使用料等を納入通知書兼領収書により, 翌月の25日までに納入しなければならない。

2 前項の納入期限が, 土曜日, 日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは, それらの翌日をもって納期限とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業の実施地域は新潟市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者及び, その家族等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症にかかり, 他の利用者に感染する恐れがある場合は速やかに事業所に報告をしなければならない。

2 利用者は, 他の利用者に危害等を加えたりしてはならない。

3 利用者は, その他, 利用に際して, 当事業運営上重大な支障を招く恐れのあるときは, 利用を制限されることがある。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は, サービスの提供を行っているときに, 利用者に病状の急変が生じた場合, その他必要な場合は, 速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに, 管理者へ報告を行う。

(非常災害対策)

第14条 火事, 地震, その他の事故等非常災害時は利用者の安全確保を第一に考え, 迅速かつ適切に対応する。

2 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに, 非常災害に備えるため, 定期的避難, 救出その他の必要な訓練を行う。

3 対策の詳細については, 運営計画(災害・事故対策)に従うものとする。

(苦情解決)

第15条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情については, 「新潟市の障害福祉

機関における苦情等の解決に関する要綱」に従い対応する。

- 2 苦情解決については、センター内で最大限努力するとともに、苦情者の意向に従い、必要に応じて、他の相談機関も紹介する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適性化委員会が同法第85条の規定により行う調査、又はあっせんのできる限り協力する。

（虐待防止のための措置）

第16条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密、および個人情報について、守秘義務を守る。

- 2 従業者は、従業者でなくなった後においても、前項の守秘義務を守るものとする。
- 3 利用者の保健衛生及び施設の環境衛生の向上に努め、施設の定期清掃、消毒等清潔保全に努める。
- 4 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、必要な期間保存することにより、当該利用者の福祉向上に役立てるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。